

国土交通省 殿

トヨタウエインズグループサービス株式会社

飯田 昌一

神奈川県横浜市中区豊浦町5番地

下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容（照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあつては、照会及び回答内容並びに照会者名）が公表されることに同意します。

1. 確認を求める法令条項

貨物自動車運送事業法 第2条第2項及び第3条（、道路運送法 第78条）

2. 確認を求める事項（要旨）

自動車分解整備事業者が、他の自動車分解整備事業者から整備作業を請け負うにあたり、当該整備対象車両を自社保有の積載車を用いて自社工場まで回送する行為が、貨物自動車運送事業法第2条第2項及び同法第3条に規定する一般貨物自動車運送事業に該当するか否か。

3. 事実関係（具体的内容）

1. 申出者は、道路運送車両法に基づく認証を受けた自動車分解整備事業者である。
2. 他の自動車分解整備事業者から、車両の点検・整備作業の一部または全部を請け負う場合がある。
3. 当該整備作業を行うため、請負先事業者の工場等にある車両を、申出者が保有する自社名義の積載車（白ナンバー）により、申出者の自社工場まで搬送する。
4. 当該搬送は、請負った整備作業を履行するために必要な付随行為として実施するものであり、回送のみを独立した事業として請け負うものではない。
5. 対価は整備業務全体の請負代金として受領するものであり、運送のみを独立した事業として有償で行うものではない。

4. 申出者の見解

本件搬送は、整備作業を実施するために不可欠な付随行為であり、独立した運送サービスを提供するものではなく、整備請負契約の履行の一環として実施するものである。したがって、本件行為は貨物自動車運送事業法第2条第2項及び同法第3条の適用対象とはならないものとする。

5. 確認を求める結論

上記の事実関係に基づく行為が、貨物自動車運送事業法の適用対象となるか否かについて、貴省の見解をご教示いただきたい。

以上